

冤罪

目次

1. はじめに	2
2. 冤罪の実態	3
3. 袴田事件の弁護から	4
4. 冤罪根絶のための方策	6

(プロフィール)

西嶋 勝彦

1965年東京弁護士会登録、お茶の水合同法律事務所所属。八海事件、仁保事件、波谷事件などの重大事件を無罪に導き、徳島ラジオ商事件、島田事件では再審無罪を勝ち取る。現在、袴田巖氏の再審請求事件主任弁護人。主な著書に『世界に問われる日本の刑事司法』（共編著、現代人文社）、『死刑か無罪か—えん罪を考える』（共著、岩波ブックレット）がある。

1. はじめに

「冤罪」、「雪冤(せつえん)^{せつえん}」の語が広く浸透するようになった。それほど世に冤罪があるということは、一方で、裁判の無謬神話が崩れたことを意味するとともに、他方で、刑事手続やその運営組織を大きく改革する必要を迫るものである。

まず、この問題を考える手がかりとして、冤罪の実態を正しく把握しておくことが必須である。死刑囚が、再審で無罪となり生還したときは、誤判の恐ろしさと、死刑制度の残酷さをも浮きぼりにする。

従来、「誤判(誤った判断)」と表現されてきたが、死刑再審無罪事件や長期の再審の闘いなどを眼前にすると、その深刻さを表すには「冤罪(無実の罪、ぬれぎぬ)」と表示した方がよいであろう。

勿論、三審制をとるわが国においては、下級審の誤判が上級審(最終審は最高裁)で正される仕組みであるが、この過程で救済された事案も、「冤罪」であったことに変わりはない。例えば、「冤罪」というだけでは説明しきれない松川事件¹や、典型的冤罪事件であった八海事件²)は、一、二審の誤判が最高裁で正された例であるが、そこに至る時間と幅広い国民的救援運動なしには、雪冤は実現しなかったであろう。

冤罪の重さが最も実感されるのは、再審で無罪が実現したケースである。

日本弁護士連合会が再審支援に取組んだ第1号は、徳島事件³である。以後、冤罪事件のうち、人権擁護委員会を通じて日弁連が再審支援を続けている事件だけでも常時20~30件をこえる⁴。実際の申立は、これをはるかに凌駕しているが、人的・予算的に限界があり、日弁連が取り上げている事件は、再審事件の一部でしかない⁵。

冤罪を考えると、一審の無罪判決に対し、検察側の控訴で二審の高裁が逆転有罪を言渡すことがあり、その誤りを正して無罪判決に持ち込むには相当の困難が伴う。東電OL殺人事件⁶では、一審で無罪となるも高裁で逆転有罪となり最高裁で確定、再審でようやく無罪となったが、その典型といえよう。

再審の場合でも、再審開始決定に対し検察が即時抗告を申立てたのちに取り消された例が幾つかあり、名張事件⁷では一審無罪が高裁で逆転有罪となり、再審で一旦開始決定が出たが異議手続で引っくり返された。福井女子中学生事件⁸や鹿児島の大崎事件⁹は、それぞれ第一次再審の開始決定が高裁で取消されたりしている。これらの実例から検察官の上訴に対し制約せよ、という声が弁護士界のみならず、研究者や事件関係者の間でも高まっている。立法論だけではなく、憲法の二重処罰の禁止法理や、無辜の救済という再審制度の趣旨を根拠にしている。

¹ 政治的弾圧事件の色合いが濃い事件であり、1949年8月に発生し、1963年9月に二度目の最高裁で無罪が確定した。

² 1951年1月に事件が発生し、1968年10月に3度目の最高裁で無罪が確定した。

³ 1953年11月に発生した事件であり、1985年7月に死後再審で無罪判決。

⁴ 事件の内容や取組みの報告は、年数回発行の「再審通信」に紹介されている。

⁵ 再審を含む冤罪の全体像を知る上で「えん罪原因を調査せよ一国会に第三者機関の設置を」(日弁連えん罪原因究明第三者機関WG編著・勁草書房、2012年)中の、「資料2 えん罪事件一覧表」は有益であろう。

⁶ 1997年3月に事件発生。

⁷ 1961年3月に三重県と奈良県との県境の村で発生した農薬中毒死傷事件。被告人とされた奥西勝氏は第一審津地方裁判所で無罪となりながら、第二審名古屋高等裁判所で逆転死刑となった。

⁸ 1986年3月、福井市内において、女子中学生が殺害された事件。被告人とされた前川彰司は第一審福井地方裁判所で殺人につき無罪とされたが、検察官が控訴し、名古屋高等裁判所金沢支部で逆転有罪(懲役7年)となった。

⁹ 1979年10月、鹿児島県大崎町で3日前から行方不明となっていた男性が遺体となって発見された事件。殺人と死体遺棄の罪に問われた原口アヤ子氏は一貫して無罪を主張し続けたが、懲役10年の有罪判決が確定。原口氏は服役後に再審を請求。第一次再審請求で鹿児島地方裁判所は再審開始を決定したが検察官の即時抗告を受けて福岡高等裁判所宮崎支部が再審開始決定を取り消し、最高裁判所も特別抗告を棄却した。2017年6月、第三次再審請求で鹿児島地方裁判所は再審開始を決定した。2018年3月、福岡高等裁判所宮崎支部は検察官の即時抗告を棄却したが、検察官が最高裁判所に特別抗告。

2. 冤罪の実態

冤罪の実態を知ろうとすれば、冤罪事例を分析し、その原因を探る作業をする外ない。

冤罪の中核をなすのは、虚偽「自白」である。人は死刑にもつながる重大事犯について易々と自白するはずはなく、取調べにおける強制と誘導が必ずといってよいほどある。したがって、自白の任意性が疑われるケースが大半であるが、裁判官が自白の生成過程に踏み込んで、任意性を正面から検討する事例は必ずしも多くはない。自白調書の内容と客観的状況（証拠）との対比から信用性を判断するのが限度であり、さらに進んで任意性の有無を審査する場合も、取調官の弁解と被告人の公判での説明を比べて、前者に軍配を上げるのが支配的であった。ここから、取調べ過程を録音・録画して、法廷で検証するという発想が生まれ、取調べの可視化が論じられるようになり、刑事手続改革の中心課題であるかのような状況となった。しかし、全過程、全事件の録音・録画を求める弁護士会側の要求はその一部が取り入れられる結果に終わっている。弁護士の取調べの立会いや、取調べ時間の規制の検討もされず、録音・録画自体にも大幅な例外が認められるなど、取調べを再現して任意性の有無や信用性を検証するには、誠に不十分な結果の改革に終わっている。

自白の信用性判断の場合、「秘密の暴露」があるか、凶器や犯行状況に関する供述の一部に明白なウソがあるときに全体としての自白の信用性を肯定してよいか、などの論点がある。しかし、形式的には自白が先行して「秘密の暴露」があったようにみえるが、実は捜査官には「暴露」される内容が分かっていたことが後日証明されるなど、捜査経過を詳細に追跡する必要があるケースもある。財田川事件の「死体の二度突き」自白につき、自白前に解剖医から捜査官がそのことを聞いていたのに、報告書では触れていなかったことが後日証明された例などである。袴田事件では、犯行時にパジャマを着ていたとの「自白」がなされていたが、一審公判中（事件から一年二ヵ月後）に、犯行時に着ていたという上下服（パジャマではない）が味噌タンクから発見されたという事実を前提に、検事は犯行の筋書を大転換させた。にもかかわらず、その余の自白部分は信用できると裁判所（確定判決、第一次再審の高裁）も同調した。このような自白の信用性評価（いわば「つまみ食い」）が誤判に直結している。

違法な身体拘束を利用した取調べで得られた自白が証拠能力を欠くことは論をまたないが、別件逮捕や弁護人選任なしに取調べを続けた憲法違反のケースとされる仁保事件¹⁰のようなひどい例もある。

これらを買く自白評価（＝重視）の根本的問題は、自白を除いて、被告人と事件を結びつける客観的証拠があるかどうかに着目する。

多くの冤罪事件に共通するのが、死体の傷と成傷凶器とされる刃器類の形状の不一致である。一致しなければ、自白のみでなく事件と被告人との関係はこの一点で崩壊する。又、凶器や血のついた手袋や着衣などが、犯行後に捨てたという自供の場所から発見されないという場合も同様である。徳島事件では、川に投下したというナイフは川ざらいしても発見できなかった。福井女子中学生殺人事件では、被告人から血のついた着衣を預り廃棄したという者の変転する供述による、いずれの場所からも出てこない。逆に、松橋事件¹¹では、凶器の小刀に巻きつけていた布切れは、軍手とともに焼却していたとの自白がなされていたが、確定判決後、その布切れが発見され、新証拠として提出された。自白や供述の根幹がこのように劇的に覆されるのは、しかし、稀であろう。

再審に当たって困難を極めるのは、目撃供述などを攻撃する材料が容易に見つからない場合である。布川事件¹²では、自白以外に決め手となる物的証拠がなく、被告人二人を事件発生の際に現場近くで目撃したという第三者の証言が確定判決の有力な支えであったが、捜査段階では異なる供述をしていたことが再審になって開示された証拠により判明した。

大崎事件では、知的障害のある「共犯者たち」の供述が有罪の柱となっていたが、第三次再審では心理学

¹⁰ 1954年10月事件に発生した事件。最高裁による差戻後の1972年12月に広島高裁にて無罪判決。

¹¹ 1985年に発生した事件。2016年6月に再審開始決定。

¹² 1967年8月に事件発生、2011年5月に再審無罪。

者の供述分析の知見も生かされて開始決定に結びついている。のみならず、再審開始決定は事件性さえ疑問視している。殺害方法の自白が再鑑定により否定されたり、事件性が否定される例は稀ではない（夫が就寝中の妻を絞殺したとされた横浜・山下事件、車の自然発火を放火として親が焼死した子供の殺害犯とされていた大阪・東住吉事件など）。

目撃供述の真否判断のみならず、アリバイ関係供述、取調状況に関する取調官や同僚者の供述なども慎重に吟味されなければならない。往々にして被告人に有利になる供述（例えばアリバイを裏付ける知人・家族の供述）の信用性は低く評価されがちであり、捜査官の働きかけで供述が変転する者の供述にはその利害関係の追及が必要となる¹³。

3. 袴田事件の弁護から

- 1) 袴田事件の事案とは、1966年6月30日静岡県清水市（現静岡市清水区）で、味噌製造会社役員一家四人殺害、金員奪取、放火事件で、従業員袴田氏が犯人とされ、一審静岡地裁で死刑、二審東京高裁も控訴棄却、1980年11月最高裁で死刑が確定した。

第一次再審請求は、一切の証拠調べをすることなく斥けられ、第二次再審請求で、初めて静岡地裁が2014年3月27日、再審開始決定とともに袴田氏を釈放したが、検察官の即時抗告により、2018年4月、漸く東京高裁の判断が示されることになった。袴田氏は、逮捕以来48年ぶりに自由の身となったが、未だ死刑囚の衣をまとったままである。

- 2) 袴田事件では、警察は事件直後から袴田氏を犯人と決めつけていたが、50日余尾行しても何ら証拠が上らなかった。強引に逮捕して自供に追いこめば、（袴田氏の犯人性には結びつかない）些細な状況証拠と相まって起訴に持ち込めると判断したのであろう。静岡県警の報告書（再審段階で入手）には、次の記述がある。「8月29日静岡市内の本県警察察芙蓉荘において本部長、刑事部長、捜一、鑑識両課長をはじめ清水署長、刑事課長、取調官による検討会を開催し、取調官から取調の経過を報告させ、今後の対策を検討した結果、袴田の取調べは情理だけでは自供に迫込むことは困難であるから取調官は確固たる信念を持って、犯人は袴田以外にはない、犯人は袴田に絶対間違いのないということを強く袴田に印象づけることにつとめる。これは取調べの経過その他から袴田を事件後50日間泳がせてあったため、警察の手のうちや、新聞記者との会見などから犯人は自分ではないという自己暗示にかかっていることが考えられたので、この自己暗示をとり除くためには前述のように犯人だという印象を植付ける必要があると考えたからである。」（報告書69頁）苛烈な取調べ＝自白強要により、勾留期限ぎりぎりに彼は自白させられた。45通の自白調書は、死刑判決を下した一審判決すら、違法な取調べと断じて検察官調書1通しか採用しなかった（この1通と他の44通の調書と任意性を区別する判決の論理は矛盾しているが）。
検察官が主張した犯行のストーリーは、袴田氏が血痕と油が付着しているという白いパジャマを着て、上から黒い雨合羽を羽織って侵入して犯行に及んだというもの（そのように自白をさせていた）である。ところが、検事は公判が始まって1年2ヵ月後に、二階が住込み従業員の寮になっている階下の工場の味噌タンクから、袴田のものという血痕付着の五点の衣類（上着の長袖シャツと下の半袖シャツ、ズボンとステテコ、パンツ）が発見されたと言って、犯行時の着衣を変え、パジャマは犯行後放火のための油を運ぶときに着替えたのだ、とストーリーを大転換した。一、二審判決はこの検事の新たなストーリーを是認し、自白のその余の部分は信頼できるとしたが、無残な姿になった自白を有罪証拠には引用せず、

¹³ これらの詳細については、日本弁護士連合会人権擁護委員会編「誤判原因の実証的研究」（現代人文社、1998年）の「第3章 証言の信憑性判断」を参照。

五点の衣類を決め手の証拠として死刑判決とした。

- 3) 一次再審では、弁護団は、五点の衣類がねつ造された証拠であると考えたが（それ以外に考えられない）、裏付ける証拠を用意できなかった。

又、ウソの自白を袴田氏に強いた取調べの違法性も、取調官はこれを全て否定しているの、その拷問的取調べや取調官の偽証を暴くことはできなかった。再々の開示要求に対して、検事は、取調べ録音テープは存在しないと答弁していた。

二次再審に至り、五点の衣類に付着しているという血痕のDNA検査を裁判所に求めることにした。というのは、一、二審では下半袖シャツを除く衣類には被害者4人の返り血が着いているとされ、とりわけ半袖シャツの右上腕部のB型血痕は、被害者と格闘時にB型である袴田氏が逆に負傷し、その血痕がにじみ出たものと主張されていた。このB型論争に結着をつけるにはDNA検査しかない。逆に袴田氏のDNAではない、ということになれば、その一点で証拠のねつ造が証明され彼の無実が証明される。それまでは、弁護人側はズボンとステテコ、パンツの血のつき方がおかしいなどと主張していたが決め手に欠けていた。又、ズボンの裾を切ったと思われる端切れが袴田氏の実家のタンスから発見されたという不可解な状況もあった。五点の衣類がまとめてねつ造されたとなれば、このズボンの裾が一致するのは何の不思議もなくなる。果たして、B型血痕のDNAは袴田氏のそれと一致しなかった。

このいわば衝撃的なDNA鑑定の結果（弁護団は確信していたが）により、その余の一見もってもらしい証拠も無価値なものとなり、袴田氏の無実、即ち再審開始へと直結することになった。

さらに、この五点の衣類が1年後に発見されたというストーリーも覆された。弁護団と支援者の再現実験により、短期間、味噌に漬けられた衣類は、証拠の衣類と同様な鮮やかな血痕付着状態であった。逆に、1年近く漬け込んだものは、味噌と血痕の区別もつかない黒々した状態であった。この実験結果により、証拠物の五点の衣類は、1年間味噌タンクに漬かっていたとは到底思われず、発見された直前に何者かが味噌タンクに漬けたものであることを裏付けるものである。

- 4) 勿論、その外にいくつもの新証拠を弁護団は提示していたが、このDNA鑑定を得て、それらが全く新たな装いをもって評価されることになった。

例えば、自白直後に清水郵便局で、警察宛ての切手のない封書が見付かった。中の紙幣は番号部分のみ焼かれ、「イワオ」と記載された紙幣があったり、「イワオの罪問うな」とことさらに彼と事件を結びつけるようなメモも同封されていた。検事は、自白の後にこれが発見されたので、秘密の暴露だとそれまで主張していたが、疑いの目で見れば、その存在自体怪しげな、作為された証拠であることに気付く。そもそも、郵便局内で、この封書が話題になったことはないのである。再審開始決定は、先のズボンの裾問題と共に警察のねつ造ではないかと軽く一蹴した。

証拠のズボンを袴田氏がはけない、という論点は、一審以来争われていた。一、二審では、やれ味噌漬けにされていたから縮んだとか、拘禁生活で彼が肥満したとか言い立てて、検事も裁判所も弁護側の批判を無視していた。初期捜査でズボンに「B」と表示されているから「B体」（サイズ）を意味するのだと警察が偽って報告していたことも裁判所の誤認に影響していた。二次再審に至り、開示された証拠により、警察の報告が誤り（というより故意といえる）で、「B」はサイズではなく「色」の表示であることが判明した。袴田氏が、日常着用していたズボンを弁護側は証拠として提出してあり、証拠のズボンははけないとの主張が真実であったことが証明された。

- 5) このように、警察や検察が証拠を隠し、ある時は偽って捜査報告書類を作成して裁判所の目を誤魔化したことが、袴田事件では著しい。即時抗告審に至り、それまで無い無いと検事が弁じていた取調べ録音テープが開示され、取調べの実態が判明した。警察の倉庫から発見されたというのである。何という白々しさであろうか。この教訓から、全証拠の開示を捜査側に義務づける立法をしないと、彼らは平気で証

拠を隠しつづける。そのみか、ねつ造すら敢えて行うことが、弁解の余地なく証明された。

少なくとも再審段階では全面開示しても支障はないはずであるから、早急な対処が求められる。

再審開始に抵抗して検察官が即時抗告、果ては最高裁に特別抗告するような不正義な実態は、どのように世論が反対しても、彼らは臆面もなく行うので、立法で禁ずるほかなかりう。袴田事件の4年余に及び即時抗告審の審理が全く無益有害であったことは、他山の石とされねばならない。

4. 冤罪根絶のための方策

「袴田事件」およびその他多数の冤罪事件に関わってきた経験から、冤罪を防ぐために必要な方策を提案する。

その1：取調べにおける弁護人立会いと録音・録画

上述来の冤罪事件の多くが、不当な長時間の取調べで虚偽の自白がつけられ、その自白が有罪判決の要（カナム）となっているところから、取調べ過程＝自白の生成過程の透明化をはかること。単に取調べの録音・録画を実行させるだけでなく、弁護人の立会いをも併せて実現し、且つ取調べ時間を規制（長時間の取調べでは弁護人は立会いえない）することである。導入された裁判員裁判事件や検察の独自捜査事件だけでなく、警察が関わる全事件にも録音・録画を及ぼすべきである。録音・録画がされると被疑者との信頼関係がはかれない（こわれる）などの警察の抵抗は断固排斥される必要がある。

その2：人質司法からの脱却と代用監獄の廃止

違法・不当な取調べを許す基盤が、逮捕・勾留の身体拘束が原則であるかのような運用である。国際人権（自由権）規約第9条第3項は「裁判に付される者を抑留することが原則であってはなら」ないと規定しているのに、である。

しかも、わが国では、起訴前の保釈制度が存在しない。保釈についても、裁判員裁判導入後、幾分ゆるやかになったとはいえ、未だ大半の者が保釈を許されるような実態ではない。

起訴前の23日間の逮捕・勾留は、自白を引き出すための期間と化し、起訴後の保釈が容易ではない事実により、起訴後の勾留は自白維持のための拘束として機能している。最近の刑事司法改革では、法制審議会に臨んだ裁判所代表は、勾留・保釈は適切に運用されているところでも述べ、現在の勾留・保釈に問題があるとの問題意識はさらさらなく、そのために弁護士会側委員の強い要求にも拘らず、「人質司法」の改革の芽はつぶされた。この不当な身体拘束と、起訴後は当事者になることが予想されている被疑者の一方的な取調べを担保しているのが、「代用監獄」¹⁴制度である。国際機関がくり返し、その廃止を勧告しているが、日本の当局は全く応じない。

その3：「疑わしきは被告人の利益に」の徹底

これは、裁判官教育の最重要項目でなければならない。捜査官に期待するのは困難であるから、アンパイヤーとしての裁判官にこそ、この法格言（＝無罪推定）を、令状審査にも、法廷審理の場にも、勿論判決、そして白鳥決定が明言するように再審の場にも適用されるべき理念として、くり返し教育しなければならない。

¹⁴ 代用監獄制度とその問題点については、日本弁護士連合会ホームページ

「国際人権基準に合った未決拘禁制度改革と代用監獄の廃止に向けて」

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/detention/haishi.html#daiyoukangoku>

(2018年3月21日最終閲覧)を参照。

その4：武器対等の原則と証拠開示

再審事件の多くで、開示された捜査資料（捜査報告書類、供述調書、証拠物等）の中から再審請求人に有利な証拠が発見され、新証拠として審理に供されている。

本来、証拠は、有利・不利を問わず集められるべきものであり、現に捜査初期にはそのような観点から収集されているものだから、少なくとも公判に至れば被告人側に開示されてしかるべきである。裁判員裁判導入を機に、公判前整理手続が行われる裁判に限られるが、証拠開示が法制化された（刑事訴訟法第316条の15以下）。

当事者主義のもとでは、本来、訴追側たる検察官と、防禦主体となる被告人・弁護人とは対等であり、そうであれば捜査過程で収集された証拠へのアクセスも対等でなければならない。

そもそも証拠は警察のもので検察のものでない。正しい刑罰権の発動のために、一先ず捜査側に強制捜査として捜索・差押えの権限を与えているにすぎず、得られた証拠類は公共のものである。

したがって、全面証拠開示が原則のはずである。現在の、警察・検察が証拠を独占し、裁判所の勧告や世論の圧力が高まると小出しに開示する慣行が、日本の刑事裁判をいびつなものにしている。前述した袴田事件におけるような実務の現状は証拠の隠匿であり、犯罪的ともいえよう。何よりも、再審の請求を行うのは、権力が洗いざらい証拠を持ち去ったあとであり、請求人側に新証拠を提出せよという要件は、余りにもハードルが高すぎる。

カナダ、オーストラリア等には、証拠物や資料を管理する第三者機関があり、弁護人も対等にアクセスしている。松川事件で「諏訪メモ」を検察官が転勤先に持ち歩いていたり、多くの事件で検察官が開示に応じないなどしてきたことは、これらの国では信じ難い現象であろう。

その5：科学鑑定や研究機関の中立化

証拠の科学鑑定や資料の鑑別の中心的機関として、現在、科学警察研究所があるが、これは警察の附属機関として存在しており（弁護側の依頼は一切受けない）、根本的に改組されるべきである。その改組を提案する徳島文理大学の藤田義彦氏の提案は傾聴に値するので、以下その内容を略記する¹⁵。

まず、科警研による鑑定の現状として、1) DNA型鑑定につき、科警研が、不備なMC T 1 1 8型DNA型鑑定により、足利事件や東電OL殺害事件で被告人を誤って犯人としたこと、2) 毛髪鑑定では、鑑定技術者が形態学的な毛髪検査により、万人不動、終生不変の指紋のように個人識別できると警察官に意識させたこと、3) 硬組織鑑定では、白骨の年齢、スーパーインポーズなどの顔貌鑑定は捜査の進捗状況に応じて行う「状況鑑定」といわれるもので、確実性が疑われること、4) 繊維鑑定は、特に化学繊維は主観的な顕微鏡検査だけでは同種と判定できないことがあること、5) 油類鑑定では、現場のものと給油所から採取した比較対象資料との異同識別をガスクロマトグラフィー法で分析するが、油類の熱変性や給油所間の成分変動などを考慮せず、捜査側に偏る傾向にある、6) 覚せい剤鑑定では大量押収の事案で誤鑑定事案が発生したこと、7) 塗膜鑑定（略）、8) その他の心理、筆跡、音声、画像などの鑑定においても、科学的でなく経験にもとづく職人技が存在すること、などから中立性と客観性に問題がある、とする。「冤罪のない安全と安心の社会」づくりの方策として、第三者機関の法科学研究所の創設と（各都道府県の）警察組織に科学捜査課の新設を提案している。現状のリアルな分析にもとづく提案といえる。

その6：検事上訴の禁止

すでに述べたように、無罪判決に対する検事の上訴並びに再審開始決定に対する検事の即時抗告申立の各禁止を実現する必要がある。この検事上訴は、冤罪の救済を長引かせるばかりか、徒に事件を混迷に導き関

¹⁵ 藤田義彦「法科学研究所創設への提言：冤罪のない安全と安心の社会を目指して」犯罪学雑誌第81巻1号（2015年2月）3頁以下

係者を疲弊させている。遅延する救済は、その否定に等しい。死後再審は、その最たるものであろう。

再審開始決定に検察官が不服であれば、再審公判で争えばよいのである。そもそも、裁判所の職権主義が支配する再審請求手続における検察官の地位は、請求人と対立する当事者であるはずはなく、現行法の運用においても検事の即時抗告、特別抗告は十分に再検討されなければならない。

その7：冤罪原因の究明

このことを日弁連は声を大にして主張している。司法部は、裁判（官）の独立を盾に、裁判官が調査の対象となることを必要以上に警戒し、この要求を阻もうとしている。しかし、憲法が言う裁判の独立は、誤判を引き起こした裁判官の誤りまで保護するものではない。フランスでは、冤罪事件（ウトゥロ事件）を契機に原因究明機関が国会に設けられ¹⁶、担当した予審判事も厳しく追及された。そして80項目に及び制度改革を提言し、多くが実現している。同様な組織と運用はカナダ¹⁷、英国¹⁸、アメリカ¹⁹でも進んでいる。

日弁連の案は、発生した冤罪事件の原因究明を通じて冤罪を根絶するための方策（例えば立法改革）を探ろうとするものであり、裁判所をつるし上げるようなものではない。

その8：死刑の廃止

死刑判決が確定し、死刑執行の恐怖におびえながら数次に及び再審請求を経て辛うじて無罪となった死刑囚が4人（免田栄、斉藤幸夫、谷口繁義、赤堀政夫の各氏）も居る。

名張事件の奥西勝氏は、第7次再審の名古屋高裁で一旦、再審開始決定を受けたが、検察の異議申立によりこれが取消されて棄却となり、新たな再審請求の途中で獄死した。親族が第十次の再審請求をしたが、これも斥けられている。

袴田事件の袴田巖氏は、第二次再審請求において静岡地裁による開始決定を得たが、検事の即時抗告により現在、東京高裁に係属中である。近々決定が出るが、抗告棄却・再審開始が確定するものと思われる。彼が再審無罪となれば、死刑囚としては五人目となる。取り返しのつかない死刑事件の誤判が5度もくり返されたのは異常である。さらに言えば、冤罪が疑われながら死刑が執行されたケースもある（近くは飯塚事件²⁰、さらに遡れば、藤本事件²¹、福岡事件²²も挙げられる）。このように、誤判を免れない死刑は絶対廃止すべきである。無期刑や有期刑とは全くちがうのである。袴田は静岡地裁の開始決定と同時に異例な釈放を得たが、長期の拘禁で病んだ精神は容易に回復していない。こんな非情が許されてよいことはない。

¹⁶ 法務大臣が冤罪の可能性が強いと考える事件を最高裁に戻す権限がある。

¹⁷ カナダはフランスと似たシステムが存在する。

¹⁸ 独立した冤罪究明委員会（Criminal Cases Review Commission）が存在する。

¹⁹ 国による冤罪究明機関はないが非営利団体のInnocence Projectによる冤罪究明活動が進んでいる。例外として、ノースカロライナ州には州運営の冤罪究明機関（The North Carolina Innocence Inquiry Commission）が存在する。

²⁰ 1992年2月、福岡県飯塚市で小学1年生の女兒2名が登校途中に失踪し、翌日遺体で発見された事件。略取誘拐、殺人、死体遺棄の容疑で逮捕・起訴された久間三千年氏は一貫して関与を否認していたが、1999年9月、第一審の福岡地方裁判所は死刑判決を言い渡し、その後、控訴・上告も棄却され、2006年10月、死刑判決が確定、2年後の2008年10月、死刑が執行された。

²¹ 1951年に熊本県菊池郡水源村（現菊池市）で起きたダイナマイトの爆破事件、殺人事件について、「らい」患者とされていた藤本松夫氏が逮捕・起訴され、1953年8月、熊本地方裁判所（菊池恵楓園内に設置された特別法廷にて）により死刑判決、1957年上告棄却により死刑判決確定。1962年に死刑が執行された。

²² 1947年5月に福岡市博多区で2名を射殺したとして、西武雄氏ら7人が強盗殺人罪などで逮捕、起訴された。西氏は無実を主張したが、事件の主犯とされ、1956年、共犯とされた石井健治郎氏（故人）とともに死刑が確定。1975年6月、石井氏は恩赦により無期懲役に減刑されたが、西元死刑囚は死刑を執行された。

日弁連が支援している再審事件

(事件発生の日順。2018年3月26日現在)

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
名張	1961(S36).3.28	1969(S44).9.10	名古屋高裁	死刑	第10次 再審請求・ 異議審	①2002(H14).4.8 第6次特別抗告 棄却決定(最高裁) ③2005(H17).4.5 再審開始決定 (名古屋高裁) ⑤2006(H18).12.26 原決定取消再審請求 棄却決定(名古屋高裁) ⑦2010(H22).4.5 原決定取消差戻決定 (最高裁) ⑨2012(H24).5.30 特別抗告(第2次) (最高裁) ⑪2013(H25).11.5 第8次再審請求 (名古屋高裁) ⑬2014(H26).6.2 弁護団異議申立 (名古屋高裁) ⑮2015(H27).1.14 特別抗告 (最高裁) ⑰2015(H27).5.15 第9次再審請求 (名古屋高裁) ⑲2015(H27).11.6 第10次再審請求 (死後再審) (名古屋高裁) ㉑2017(H29).12.11 弁護団異議申立 (名古屋高裁)	②2002(H14).4.10 第7次再審請求 (名古屋高裁) ④2005(H17).4.8 検察官異議申立 (名古屋高裁) ⑥2007(H19).1.4 特別抗告 (最高裁) ⑧2012(H24).5.25 原決定取消再審請求棄却 決定(名古屋高裁) ⑩2013(H25).10.16 第2次特別抗告棄却決定 (最高裁) ⑫2014(H26).5.28 再審請求棄却決定 (名古屋高裁) ⑭2015(H27).1.9 異議申立棄却決定 (名古屋高裁) ⑯2015(H27).5.15 特別抗告申立取下げ (最高裁) ⑰2015(H27).10.15 再審請求審終了決定 (名古屋高裁) ⑳2017(H29).12.8 再審請求棄却決定 (名古屋高裁)
	1973(S48).10.27 委員会設置	1972(S47).6.15 上告棄却					
袴田	1966(S41).6.30	1968(S43).9.11	静岡地裁	死刑	第2次 再審請求・ 即時抗告審	①1994(H6).8.8 再審請求棄却決定 (静岡地裁) ③2004(H16).8.26 即時抗告棄却決定 (東京高裁) ⑤2008(H20).3.24 特別抗告棄却決定 (最高裁) ⑦2014(H26).3.27 再審開始決定、死刑 及び拘置の執行停止 (静岡地裁)	②1994(H6).8.12 即時抗告 (東京高裁) ④2004(H16).9.1 特別抗告 (最高裁) ⑥2008(H20).4.25 第2次再審請求 (静岡地裁) ⑧2014(H26).3.31 検察官即時抗告 (東京高裁)
	1981(S56).11.13 委員会設置	1980(S55).11.19 上告棄却					

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
マルヨ 無線	1966(S41).12.5	1968(S43).12.24	福岡地裁	死刑	第7次 再審請求審	①1988(S63).10.5 第5次再審請求棄却決定 (福岡地裁)	②1995(H7).3.28 第5次即時抗告棄却決定 (福岡地裁)
	1975(S50).12.8 委員会設置	1970(S45).11.12 上告棄却				③1998(H10).10.27 第5次特別抗告棄却決定 (最高裁)	④1998(H10).10.30 第6次再審請求 (福岡地裁)
大崎	1979(S54).10.12	1980(S55).3.31	鹿児島地裁	懲役10年	第3次 再審請求・ 特別抗告審	①1995(H7).4.19 再審請求 (鹿児島地裁)	②2002(H14).3.26 再審開始決定 (鹿児島地裁)
	2013(H25).10.22 支援決定	1981(S56).1.30 上告棄却				③2002(H14).3.29 検察官即時抗告	④2004(H16).12.9 原決定取消再審請求棄却 決定(福岡高裁宮崎支部)
日野町	1984(S59).12.28	1995(H7).6.30	大津地裁	無期懲役	第2次 再審請求審	①2001(H13).11.14 再審請求 (大津地裁)	②2006(H18).3.27 再審請求棄却決定 (大津地裁)
	2002(H14).3.15 支援決定	2000(H12).9.27 上告棄却 2000(H12).10.13 異議申立棄却				③2006(H18).3.30 即時抗告 (大阪高裁)	④2011(H23).3.30 即時抗告審終了決定 (大阪高裁)
松橋	1985(S60).1.6	1986(S61).12.22	熊本地裁	懲役13年	再審請求・ 特別抗告審	①2012(H24).3.12 再審請求 (熊本地裁)	②2016(H28).6.30 再審開始決定 (熊本地裁)
	2011(H23).8.18 支援決定	1990(H2).1.26 上告棄却				③2016(H28).7.2 検察官即時抗告 (福岡高裁)	④2017(H29).11.29 即時抗告棄却決定 (福岡高裁)

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
福井 女子 中学生 殺人	1986(S61).3.19	1995(H7).2.9	名古屋高裁 金沢支部	懲役7年	第2次再審請 求準備中	①2004(H16).7.15 再審請求 (名古屋高裁金沢支部) ③2011(H23).12.5 検察官異議申立 (名古屋高裁) ⑤2013(H25).3.11 特別抗告 (最高裁)	②2011(H23).11.30 再審開始決定 (名古屋高裁金沢支部) ④2013(H25).3.6 原決定取消再審請求 棄却決定(名古屋高裁) ⑥2014(H26).12.10 特別抗告棄却決定 (最高裁)
	2004(H16).3.19 支援決定	1997(H9).11.12 上告棄却 1997(H9).11.21 異議申立棄却					
鶴見	1988(S63).6.20	1995(H7).9.7	横浜地裁	死刑	第2次 再審請求審	①2006(H18).4.17 再審請求 (横浜地裁) ③2012(H24).4.19 即時抗告 (東京高裁) ⑤2017(H29).12.27 第2次再審請求 (横浜地裁)	②2012(H24).4.13 再審請求棄却決定 (横浜地裁) ④2017(H29).12.18 即時抗告申立取下げ (東京高裁)
	2017(H29).8.25 支援決定	2006(H18).3.28 上告棄却					
東住吉 (注)	1995(H7).7.22	朴 龍皓氏 1999(H11).3.30	大阪地裁	無期懲役	再審無罪確定	[朴 龍皓氏] ①2009(H21).7.7 再審請求(大阪地裁)	[青木恵子氏] ①2009(H21).8.7 再審請求(大阪地裁)
		2006(H18).11.7 上告棄却					
	2012(H24).7.12 支援決定	青木恵子氏 1999(H11).5.18	大阪地裁	無期懲役		[朴 龍皓氏] ⑨2016(H28).4.28 第1回再審公判 (大阪地裁) ⑩2016(H28).8.10 再審無罪判決 (大阪地裁)	[青木恵子氏] ⑨2016(H28).5.2 第1回再審公判 (大阪地裁) ⑩2016(H28).8.10 再審無罪判決 (大阪地裁)
		2006(H18).12.11 上告棄却					
恵庭 殺人	2000(H12).3.16	2003(H15).3.26	札幌地裁	懲役16年	第2次 再審請求審・ 即時抗告審	①2012(H24).10.15 再審請求 (札幌地裁) ③2015(H27).7.17 即時抗告棄却決定 (札幌高裁) ⑤2017(H29).1.10 第2次再審請求申立 (札幌地裁) ⑦2018(H30).3.23 即時抗告 (札幌高裁)	②2014(H26).4.21 再審請求棄却決定 (札幌地裁) ④2016(H28).6.13 特別抗告棄却決定 (最高裁) ⑥2018(H30).3.20 再審請求棄却 (札幌地裁)
	2017(H29).10.18 支援決定	2006(H18).9.25 上告棄却 2006(H18).10.10 異議申立棄却					

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
	支援決定日または 事件委員会設置日	上訴棄却年月日					
姫路 郵便局 強盗	2001(H13).6.19	2004(H16).1.9	神戸地裁 姫路支部	懲役6年	第2次再審請 求準備中	①2012(H24).3.2 再審請求 (神戸地裁姫路支部) ③2014(H26).4.3 即時抗告(大阪高裁) ⑤2016(H28).3.22 特別抗告(最高裁)	②2014(H26).3.28 再審請求棄却決定 (神戸地裁姫路支部) ④2016(H28).3.15 原決定取消差戻決定 (大阪高裁) ⑥2017(H29).10.31 特別抗告棄却決定 (最高裁)
	2013(H25).4.19 支援決定	2006(H18).4.19 上告棄却					
豊川	2002(H14).7.28	2007(H19).7.6	名古屋高裁	懲役17年	再審請求審	①2016(H28).7.15 再審請求 (名古屋高裁)	
	2016(H28).6.16 支援決定	2008(H20).9.30 上告棄却					
小石川	2002(H14).8.1	2004(H16).3.29	東京地裁	無期懲役	再審請求審	①2015(H27).6.24 再審請求 (東京地裁)	
	2015(H27).5.8 支援決定	2005(H17).6.17 上告棄却					
湖東	2003(H15).5.22 2018(H30).3.15 支援決定	2005(H17).11.29 2007(H19).5.21 上告棄却	大津地裁	懲役12年	第2次 再審請求・ 特別抗告審	①2010(H22).9.21 再審請求 (大津地裁) ③2011(H23).4.2 即時抗告申立 (大阪高裁) ⑤2011(H23).5.26 特別抗告申立 (最高裁) ⑦2015(H27). 第2次再審請求 (大津地裁) ⑧2015(H27).10.5 即時抗告 (大阪高裁) ⑩2017(H27).12.25 検察官特別抗告 (最高裁)	②2011(H23).3.30 再審請求棄却 (大津地裁) ④2011(H23).5.23 即時抗告棄却 (大阪高裁) ⑥2011(H23).8.24 特別抗告棄却 (最高裁) ⑧2015(H27).9.30 再審請求棄却 (大津地裁) ⑨2017(H29).12.20 再審開始決定 (大阪高裁)

【注】東住吉事件は、再審請求人(被告人)が2名であり、確定審の審理、判決及び再審請求は、各別になされた。再審請求審では、2件の再審請求事件が併合されたが、再審開始確定後の再審公判は各別になされた。